

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
桜井市	吉隠地区	平成27年3月	令和3年3月30日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	16.8 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	9.7 ha
③地区内における_70_才以上の耕作者の面積の合計	3.7 ha
うち後継者未定・不明の農業者の耕作面積の合計	2.8 ha
④地区内において中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0 ha
(備考) 山間地であり中間管理事業を推進しがたい地域であるが、地域の組織(吉隠集落営農組合、中山間集落協定、吉隠環境整備推進委員会)により農業の推進が強く行われている地域である。	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

中山間地に位置し、地域ぐるみで農地を守る努力をしているが、基盤整備が施されてこなかったため狭隘農地等の条件は極めて悪い。そのため小規模稲作兼業農家が多数を占める状況である。地域全体の取組が将来に希望が持てる農業になるように検討を行っている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落営農を中心に、機械の共同利用、作業委託等地域の農業者が力を合わせて農地、農業を守る取組を進めている。農用地の集積についても中心となって検討していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

## (参考) 中心経営体 1/3

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
	A	水稲	2.4 a	水稲	2.4 a	
	B	水稲	0.9 a	水稲	0.9 a	
	C	水稲	20.5 a	水稲	20.5 a	
	D	水稲	49.2 a	水稲	49.2 a	
	E	水稲	60.9 a	水稲	60.9 a	
	F	水稲	72 a	水稲	72 a	
	G	水稲	15.8 a	水稲	15.8 a	
	H	水稲	46.9 a	水稲	46.9 a	
	I	水稲	36.1 a	水稲	36.1 a	
	J	水稲	35.7 a	水稲	35.7 a	
	K	水稲	31.5 a	水稲	31.5 a	
小計	11		371.9 a		371.9 a	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

## (参考) 中心経営体 2/3

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
	L	水稲	19.9 a	水稲	19.9 a	
	M	水稲	22.6 a	水稲	22.6 a	
	N	水稲	53.8 a	水稲	53.8 a	
	O	水稲	86.3 a	水稲	86.3 a	
	P	水稲	26.6 a	水稲	26.6 a	
	Q	水稲	14.4 a	水稲	14.4 a	
	R	水稲	16.6 a	水稲	16.6 a	
	S	水稲	7.6 a	水稲	7.6 a	
	T	水稲	32.2 a	水稲	32.2 a	
	U	水稲	21 a	水稲	21 a	
	V	水稲	33 a	水稲	33 a	
小計	11		334 a		334 a	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

## (参考) 中心経営体 3/3

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
	W	水稲	4.9 a	水稲	4.9 a	
	X	水稲	27.3 a	水稲	27.3 a	
	Y	水稲	17 a	水稲	17 a	
	Z	水稲	13.1 a	水稲	13.1 a	
	a	水稲	37.9 a	水稲	37.9 a	
	b	水稲	24 a	水稲	24 a	
集	c	水稲	317 (作業受託による) a	水稲	317 (作業受託による) a	
小計	7経営体		441.2 a		441.2 a	
計	29経営体		1147.1 a		1147.1 a	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。